# 松戸市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成23年11月10日(木) 午後2時00分 開会
- 2 場 所 教育委員会5階会議室
  - 3 議 題
    - (1)議案
      - ① 議案第48号

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について(保健体育課)

- ② 議案第49号
  - スポーツ推進審議会条例の制定について(スポーツ課)
- ③ 議案第50号 松戸市立林間学園条例を廃止する条例の制定について(学務課)
- 4 議案第51号

平成23年度末及び平成24年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針並びに平成23年度末及び平成24年度松戸市立小・中学校教職員人事異動実施方策の制定について(学務課)

(2) その他

### 4 出席委員

委員長關 英昭委員川村 絹慧委員瀧田 泰子委員山田 達郎委員八田 賢明教育長山根 恭平

# 5 出席職員

柳 説子 生涯学習本部長 張ヶ谷 和年 生涯学習本部審議監 企画管理室長 平林 大介 11 参事補 山口 明 渡部 光洋 11 補佐 主幹 堀内 文江 11 上村 英輝 " 主査 小宮 光生 11 主査 加藤 博之 保健体育課長 菊地 治秀 " 補佐 須佐 賢一 スポーツ課長 11 梶野 勝彦 補佐 泉澤 導男 学務課長 山本 正美 ハ 補佐 久保木 晃一 ハ 補佐 織原 一浩 ハ 補佐 ハ 主幹 鈴木 敏雄 水谷 吉見 リ 主事

◎傍聴の報告

委員長 傍聴について、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4人の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人に入っていただいてください。

◎開 会

委員長 ただいまから、平成23年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎議事録署名人の選任

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いします。

瀧田委員 はい。

◎松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

委員長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件となっております。

初めに、議案第48号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

保健体育課長 それでは、説明させていただきます。

議案第48号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公 務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

最初に、提案理由ですが、国の障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害

保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の改正に伴い、条例中の同法の引用条項の移動に係る規定の整備を行うために改正を行うものでございます。

改正の内容につきましてご説明いたしますので、資料の新旧対照条文をご覧ください。

まず、第1条関係では、第9条の2第1項第2号中、「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改めるものでございます。

続きまして、第2条関係では、第9条の2第1項第2号中、「第5条第13項」を「第5条 第12項」に改めるものでございます。

なお、附則として、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年 4月1日から施行いたします。

簡単に、障害者自立支援法の改正につきまして、ご案内いたします。

平成23年10月1日施行の障害者自立支援法の一部改正につきましては、同行援護が加えられたため、同法第5条が第22項から23項となり、第4項から第21項までが1項ずつ繰り下がることによりまして、引用条項が移動するものでございます。

また、平成24年4月1日から施行されます一部改正につきましては、児童デイサービスが 削除されるため、同法第5条の第8項が削られ、第9項が第8項となり、第10項から17項ま でが1項ずつ繰り上がることによりまして、引用条項が移動するものでございます。

なお、このたびの改正による引用条項の内容には変更がございません。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございました。

議案第48号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

- **川村委員** 5ページの平成23年法律第71号、1行目の所に、「障がい者制度改革推進本部等に おける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に」と書いてありますが、その見 直すまでの間というのは、どういうことを意味していますか。
- 保健体育課長 これは、自立支援法、昨年9月に長妻厚労相、当時の大臣ですが、将来の廃止を表明いたしました。これにかわる新法として、障害者総合福祉法――これは仮称でありますが――の制定に向けて、内閣府の障がい者制度改革推進会議が進められて、13年8月の新法施行を目指しているものであります。

具体的には、障害者自立支援法の一部改正ということで、今回の改正では、かかった費用

の1割負担、いわゆる応益負担から、家計の支払能力に応じて支払額を決める「応能負担」 へと変わったものでございます。

それから、もう一つの改正点は、福祉サービスの対象として、身体、知的、精神障害に加えて、いわゆる軽度発達障害、自閉症やアスペルガー、それからADHDやLDなどがこれに当たります。この障がい者を位置付けたということ、それから新たな給付も盛り込まれたということで、障がい児の放課後デイサービスを新設したり、重度視覚障がい者の外出時の同行援助等もこれに含まれます。

以上です。

川村委員 大変ありがたいことです。軽度の発達障害、ADHD、LD、アスペルガー症候群とか、そういうのも今度入ることになったのですね。本当によかったと思います。ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

本件は、条例の内容の変更ではなく、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴う条文の数字変更です。従って、形式的な変更になります。

川村委員のご質問に対するお答えにあったように、中身としてはそのような経過措置のようです。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第48号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第48号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第48号は原案どおり決定いたしました。

保健体育課長 ありがとうございました。

\_\_\_\_\_\_

◎スポーツ推進審議会条例の制定について

**委員長** 次に、議案第49号「松戸市スポーツ推進審議会条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 議案第49号「松戸市スポーツ推進審議会条例の制定」について。

松戸市スポーツ推進審議会条例を別紙のとおり定めるよう市長に申し出るものとします。 提案理由といたしましては、本市のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するスポーツ推進審議会を設置するためでございます。

この条例につきましては、本年8月にスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、スポーツ基本法となりました。この改正により、現行の松戸市スポーツ振興審議会設置条例を全面 改正し、新たに松戸市スポーツ推進審議会条例を制定するものでございます。

まず、4ページの新旧対照条文をご覧願います。スポーツ振興審議会設置条例と松戸市スポーツ推進審議会条例の対照条文となっております。

改正案の主な変更点でございますが、第1条で根拠法律の変更をし、第2条において新た に会議の所掌事務を追加いたしました。また、第4条において、委員として委嘱する方々を 明文化させていただきました。

この2条、4条につきましては、6ページ、ここに記載してありますスポーツ振興法新旧 対照表にございますように、以前はスポーツ振興法の中で規定されておりましたが、スポー ツ基本法においてはすべて削除されておりますので、条例の中で規定させていただきました。 第5条以降の条文は内容と文言の整理でございます。

参考までに、2ページ、3ページにつきましては、松戸市スポーツ推進審議会条例の全文 となっております。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

議案第49号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、審議及び討論に入ります。

この件に関連して、9月に1度審議いたしました。そのときにスポーツ基本法を資料として用意していただきました。従いまして、それを皆さん事前に参照されていることと思います。質疑及び討論を、お願いします。

**山田委員** スポーツ指導員の皆さんに、この法改正の趣旨というのが伝わったかどうかという あたりの話は、「こういうことですよ」という話はされたのですか。

スポーツ課長 先月の、理事会で説明いたしました。

**山田委員** その時に、特に法改正の趣旨といいますか、目的といいますか、そこら辺が伝わったのかな、どうなのかなという辺りについて、いかがでしょうか。単なる言葉の入れかえじ

やなく。

スポーツ課長 要するに、地域のイベントとか、そういったものの橋渡しをするというのが強 目に今回紹介されておりますね。そういった点等を含めて、推進委員さんには説明をさせて いただきました。

山田委員 実際これはいつから施行されるんですか。

スポーツ課長 公布の日です。要するに8月24日です。

**山田委員** スポーツ振興法は。この条例案自体はこれで、審議会を通れば、もうそれでそのま ま。

スポーツ課長はい。

**山田委員** その趣旨が伝わって、その連絡調整という言い方をなさるという、そのスポーツ指 導員の末端にも意図が伝わるように、やっていただきたいなというのが意見でございます。

スポーツ課長 はい。それは体育指導員からスポーツ推進委員というような名前に変わりましたので、来年度から、ユニフォーム等も変わってきますので、それは先月の理事会で、説明をしております。

山田委員 その辺、よろしく。

スポーツ課長はい。

**委員長** ただ今山田委員が質問されたことは、9月の教育委員会会議で瀧田委員が発言されたことと関連すると思います。瀧田委員は、このスポーツ基本法の前文にある「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」、これにいたく感心を示されました。これを大事にしようという意味です。その中で、スポーツは幾つかのメリットがあるというか、大切な面があるので、その辺を踏まえた法律であり条令であるという理解です。その趣旨をスポーツ推進委員の皆さんにどうぞお伝えくださいというのが、恐らく山田委員の真意だろうと思うんですね。その意味で、ちゃんと説明していただいたか、ご理解いただいたかというふうに私は理解したんですが、その点、どうでしょうね。

スポーツ課長 条文の改正案は法律の改正に伴って、そういった形になっておりますので、そのように十分説明はしております。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

条文上は特に問題になる点はないと思いますが、4ページの2条をご覧ください。その所 掌事務のところで、2条の下から2行、「調査審議し、及びこれらの事項に関し」というふ うに、ここに「及び」というのがつくのかなと思いました。恐らくこれは条例等の文章を吟 味している言葉遣いだと思いますから、特に問題にしませんが、こういうときに「及びこれらの事項に関して市長または教育委員会に建議する。」と、「及び」を入れるのが普通かなと思いました。この点については特に何もないですか。

スポーツ課長 法務担当と相談してつくったものですけれども、この辺、今、委員長に言われ たことを法務担当に伝えまして、ここを削除しても全然問題はない箇所なので、法的にこれ は必要なのかどうか、もう一度検討して、これが削除できるのであれば、削除するような形 にいたします。

**委員長** 特に問題にするつもりはありません。ただ、読んでいて、通常こういうときに「及び」を使うのかなという疑問を持っただけですので、その点でご検討いただければ、それで十分です。

あとは、31条、6ページをご覧ください。比較対照表の6ページ、旧振興法の18条、基本 法では31条です。旧振興法の時代は18条で「振興に関する審議会その他の合議制の機関を置 くものとする。」というふうにして、必置機関といいますか、必ず置きなさいというのが原 則ですが、31条では「置くことができる。」という任意機関になりましたね。しかし、松戸 市としては、もう既にそういうものがあるので、任意機関にしないで、条例をもって、これ は必ず置くというふうにしたわけですね。

**スポーツ課長** はい、そうです。

委員長 そういう理解でいいですね。

スポーツ課長はい。

**委員長** その他、特に私の方が気づいた点はありませんが、いかがでしょうか。よろしゅうご ざいますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第49号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決いたします。 議案第49号につきましては原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」の声あり)

**委員長** ご異議ないものと認め、議案第49号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市立林間学園条例を廃止する条例の制定について

委員長 次に、議案第50号「松戸市立林間学園条例を廃止する条例の制定について」を議題と

いたします。

ご説明願います。

**学務課長** 議案第50号、松戸市立の林間学園を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。

林間学園の白樺高原荘は昭和53年に開設されました。これまで、小・中学校の宿泊体験の 施設として、活動の自立を図ってまいりました。

総合計画第4次実施計画に基づきまして、平成20年度より学校の独自性を確保するために、 白樺高原荘以外の宿舎の利用も可能としてまいりました。その間、安全性、体験内容、経費、 その他さまざまな要件についても検討してまいりました。

利用状況でございますけれども、平成22年度は、小学校44校のうち18校が白樺高原荘以外の施設を利用することになっております。また、今年度につきましては、当初17校が白樺高原荘で実施予定でした。しかし、ご承知のとおり、3・11の震災によって、福島県の施設を予定していた学校が使用できなくなってしまったため、小・中合わせて11校が急遽、白樺高原荘を利用することになりました。

しかし、白樺高原荘は開園して33年が経過し、施設の老朽化も進み、今後、維持管理費用の増大が見込まれております。また、白樺高原荘以外の施設の利用が年々増加しているということからもわかりますように、学校の独自の活動、施設の開拓が進んでおります。

以上のことから、長年にわたり多くの児童・生徒の林間学園として利用されてきた施設ではありますが、平成24年3月31日をもって白樺高原荘を廃園とする、松戸市林間学園条例を廃止する条例の制定を提案いたします。

なお、平成24年度につきましては、現在の調査では、小・中学校ともすべて白樺高原荘以外の施設の利用を、既に計画をしております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

議案第50号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

**山田委員** 事実上、もうその方向で、来年度はそれ以外の施設に動いているということですので、結論が変わることはないと思うんですけれども、林間学園というもののこの条例自体を見ますと昭和45年の条例ですので、45年、それから恐らくこの53年ですか、白樺高原荘ができるまでの間は、他施設を皆さんが使っていたということだと思うんですけれども、そこら

辺のところを教えていただきたいのと、白樺高原荘でない施設で独自性を出せるというのは わかったんですけれども、その他で何かメリットがあるのか。メリットというか、学校にと って便利なことがあるのかどうか。その辺の、ベストの方法というのはないかもしれません が、子どもたちにとって、あるいは現場にとって、こうすることに、今回廃止することによ ってよくなるという点をどのように整理されるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思い ます。

**学務課長** それでは最初に、松戸市立の林間学園についてのご説明からさせていただきたいと 思います。

松戸市立の林間学園は、実は昭和45年に軽井沢に小学校の施設として開設いたしました。 そのときは、軽井沢は小学校、53年の白樺高原荘については中学校という形で、初めは開設 していきました。

しかし、その後、平成12年になって軽井沢は廃園になりましたので、それを機会に、小学校が白樺、中学校につきましては各学校の独自の計画で実施という形に変わってまいりました。

この度、白樺高原荘の廃園に伴って、小学校においても各学校の独自の計画という形の流れでございます。

先ほど委員さんからご質問がございました、メリットということですが。

山田委員 いや、メリットというか、どう変化するかという。

**学務課長** 実は、白樺高原荘というのは、例えば、登山を一つ挙げたいと思うんです。ハイキングと言っていいかな。施設からそこまで、距離的には随分ございますので、どうしてもバスを3日間チャーターしなければできないということがあります。それによって、やっぱり経費はかかってきます。さまざまな学校が開発したところでは、施設からすぐにハイキングができる施設を探してくることによって、3日間チャーターしないで、中日はバスが要らないということになる。そうしますと、それだけでまず、保護者の経費の負担というのは随分軽減されるということがあろうかと思います。

それから、学校によっては、昔学校だった施設を利用する所もございます。そういう施設 で宿泊をする学校もございます。

つまり学校として、自分たちがこの林間学園で何を子どもたちに体験させたいのかという ねらいを持って、その施設を探している、開拓しているというところが、一番の私はメリッ トじゃないかなというふうに逆には思っているんですけれども。そうすると、実際に自分た ちの学校の子どもたち、5年生の子どもたちは何に、どんな子どもたちで、どんな体験が必要なのかということを、学校はそれぞれ分析し、そういう施設を開拓しているということになろうかと思います。

**山田委員** それが独自性という言葉で整理されている点なのかなというふうには感じました。 私も松戸市内の小学校なので、思い出を探したんですけれども、白樺高原荘じゃないなと 思っていたんです。今おっしゃったとおり、私は軽井沢だったことを覚えています。

白樺高原荘という市の、逆に言うと、市が自由に使える施設を確保できなくなることで、 あえて言うデメリットというものはあるんですか。今回廃止をされるのであれば、他の民間 の施設なり、あるいは公共の施設なりを使わせていただくということになります。自由にと いうんでしょうか、やはり競合していくと思いますので、そういった面で何か不便になると いったことは、あえて言えば、どういうことがあるのでしょうか。いいことばかりではない と思いますが。

学務課長 もちろんです。それぞれがございますので。

山田委員 あえてちょっとそこの点をお願いします。

**学務課長** あえて言えば、例えば今回のような3・11が起こったときに、白樺高原荘があれば、 そこの施設を自由に使える部分がございます。

山田委員 今回の……

学務課長 ような場合。

ところが、やはり他の施設であると、もう一回開拓をしなければいけないという部分があります。あえて挙げるとしたら、そういうところかなと。

また、施設として、白樺高原荘は多くの場合、1校で使っているという現状がございます。 小さな学校になりますと、逆に2校で使いたいという学校もございます。昨年見られたのは、 同じ中学校に行くから、林間学園で、5年生の時から同じ活動をさせたいというねらいを持ってやっている学校もございます。それぞれ学校がいろんな工夫をしているという点では、 他の施設の場合ではなかなか難しい部分もあると。

でも、それは裏を返せば、他の学校や他の団体と一緒になる機会も少ないですので、例えば公共の施設を使うことによって、他の団体、他の学校との交流も生まれてくるということも、逆に言うと、メリットになるのかなと思っています。

山田委員 ありがとうございます。

経費的な面というのは実際にいろんなことがあると思うので、そこはちょっとつぶさに数

字は今も出ていませんし、そこは論点ではないんだろうとは思うんです。教育効果がより高くなるようなアプローチを各学校でなさることができるようになるのであれば、致し方ないかなというか、進める部分なのかなと感じました。

以上です。

**瀧田委員** 私も、白樺高原荘は、スポーツ少年団の子どもたちを、何度も連れて行きましたので、心残りがありますが、時代の流れと思って伺っておりました。白樺高原荘がなくなり、 他には子どもたちのための宿泊施設が松戸市内の中には特にないように思います。

野外活動をし、いろんな体験をし、大自然の中で児童・生徒がより広い活動をする場と して代替えの確保ができていないまま廃止になってしまったのかと、非常に残念な思いで す。

これは感想なのでございましてね。できれば、松戸市の子どもたちがいつでも必要に応じて活動を広げる場を探すことも今後の手だてとして考えていただきたいと痛切に思っておりますので、よろしくお願いします。

学務課長 補足で、よろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

**学務課長** 関東近辺というのは、大変公的な、いわゆる何とか自然の家というのが実は大変多くございます。そして、国立だけではなく県立の施設も、かなりの数としてございます。

委員会として学校に丸投げをしたわけではございませんので、例えば委員会では、こういう施設がありますと、その施設の方を校長会などにお呼びして、その施設はこういうふうに使えますというプレゼンテーションもしていただきました。今年度につきましては、5つの施設の方に来ていただいて、施設紹介を行いました。紹介によってその中の一つを林間学園の候補として選ぶということもできます。

つまり、学校の独自性といっても、何もわからない、資料がないということではありません。さまざまな形でプレゼンテーションをし、そういった施設につきましても、ぜひ来てくださいという形で提案をいただいておりますので、そのいろんな学習の場の提供をすることによって、学校はさまざまな施設を、希望した日にとれるかどうかは別として、おおむねとれるようにはなっております。

**瀧田委員** そうすると、今、子どもたちが林間学校として利用している施設というのは全部、 県立、国立のものなんでしょうか。

学務課長 いえ、必ずしも……

瀧田委員 違いますね。

学務課長 そうとは限りません。

瀧田委員 私設・民営の施設のものもたくさん利用していますよね。

**学務課長** 一番多いのは、やっぱり公立の施設でございます。いわゆる自然の家だとか、青少年の家だとか。

瀧田委員 それが関東圏内にたくさんあるのですね。

学務課長 県立も含めると、大変多くございます。

**瀧田委員** そうすると、市で維持しなくても、そういうところが比較的安価で使えるということですか。

**学務課長** そうですね。ほとんど宿泊費がございませんので、シーツ代と食事代だけで宿泊できます。

もちろんそれ以外に、例えば村と契約をする形で、村のバスに迎えに来てもらって、国民 宿舎のようなところに泊まっているという学校もございます。

いずれにしましても、経費については、やっぱり親の負担ということでは問題がございますので、余り大きな差が出ないような形では考えております。いずれにしましても、額的には、およそ2万円以下という形で考えております。

瀧田委員 わかりました。

学務課長 はい。

委員長 よろしいですか。

瀧田委員 はい。

**川村委員** 今の学務課長さんに関連してですが、近隣の市などを見ると手賀の丘少年自然の家 やあすなろの里など結構利用していますね。目的によっては、近場で体験活動を実施してい る学校も増えてきましたね。

委員長 ありがとうございました。

資料としては、3ページ、4ページに松戸市立林間学園条例というのがありまして、そこに使用部局等が添付されております。使用料等も書かれておりますが、そういう意味では、とても安く使える。

長野県の小県郡にあるこの町の名前は、何と読むんですか。

**学務課長** 「ながわまち」です。

**委員長** ところで、そうすると、その施設あるいは土地の所有権はどうなるんですか。全く要

らん心配でしょうけれども。

**学務課長** 白樺高原荘の敷地につきましては、その長和町より借用してございますので、解体をして、最終的には更地でお返しするということになります。

**委員長** 山梨や長野には公共施設や学校のための、文教地区として一帯を開発し、安く提供するというのは結構ありますよね。

学務課長 はい。

**委員長** その一環として借りているわけですね。わかりました。

市の施設はなくなっても、工夫すれば、あるいは探せば、いろんな可能性があるんでしょうね。

**学務課長** はい。今年プレゼンしていただきました一つも、やはり廃校を利用してという形も ございました。

山田委員 ちなみに、すみません。

小学校以外の、社会教育団体や、その他の利用者がどれぐらいいたかという人数などはありますか。

**学務課長** すみません、一般開放として平成22年度は、大人で56名、お子様で30名で、86名。 その前年度につきましては、大人44名に子ども59名の103名です。

山田委員 年間で。少ないですね。

学務課長 はい。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第50号につきましては、これで質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第50号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第50号は原案どおり決定いたしました。

学務課長 ありがとうございました。

◎平成23年度末及び平成24年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針並びに平成23

年度末及び平成24年度松戸市立小・中学校教職員人事異動実施方策の制定について 委員長 次に、議案第51号「平成23年度末及び平成24年度松戸市立小・中学校教職員人事異動 方針並びに平成23年度末及び平成24年度松戸市立小・中学校教職員人事異動実施方策の制定 について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 議案第51号、平成23年度末及び平成24年度松戸市立小・中学校教職員人事方針並び に人事異動実施方策の制定について、提案させていただきます。

前回の教育委員会議におきまして、市立松戸高校の人事方針についてご説明させていただき、ご審議をいただきました。今回につきましては、小・中学校の人事にかかわる提案ということになります。その中では、昨年度及び今年度末の状況もあわせてご説明をさせていただきたいと考えております。

小・中学校の教職員の人事につきましては、委員ご承知のとおり、県費負担教職員として、 任命権は千葉県教育委員会にございます。そこで、市の方針としては、そこにございます方 針の上4行でございますけれども、千葉県教育委員会の策定した人事方針、細目に基づいて、 松戸市民からの信頼を高められるよう学校運営が行われると、そうしたことに向けて、県教 育委員会と連携を深めて人事を推進していくということが原則となります。

今、お配りしましたのは、県の人事方針ということになります。

そうした中で、市の人事方針の大きな変更点として、2つ挙げられるかと思います。

1点目は、松戸市では松戸市としての教育課題がございます。例えば、特例校として実践し始めた5年間英語、言語技術、また、現在では今後30年のお付き合いとなるような放射線対策、あるいは、学校規模や地域、子どもたちの実態に応じた特色のある学校運営などが挙げられると思います。そうした松戸市の教育課題を積極的に解決しようとする人材の発掘と登用を推進するところでございます。それを、2番の「千葉県教育委員会との連携を図りながら、松戸市の教育課題を解決する人事を積極的に推進する。」の「積極的に」という言葉に込めてございます。

2点目でございます。7番の(6)にあります特別支援教育に関することです。特別支援教育の充実、特別支援学級の活性化は、松戸市にとっては喫緊の課題の一つであると考えております。今後、特に自閉症・情緒学級の特別支援学級を増設していく計画もあります。またもう一方で、障がいのある児童・生徒の普通学級・通常学級への入学も増えることが予想されます。教職員一人一人の特別支援教育に対する理解を深めるとともに、特別支援学級の

担任につきましても質・量とも十分とは言えない状況でありますので、1回目の異動対象者、 あるいは市外からの転任者、もしくは育休から戻ってくる職員につきましては、積極的に特 別支援学級の担当を働きかけていくことを考えております。

以上2点が大きな変更点です。

変更はございませんけれども、ほか幾つかの点でご説明をさせていただきます。

5の「校長の経営方針に基づいて特色ある教育活動が展開できるよう、校長の意見具申を 重視する。」についてです。

今月いっぱいまで学校訪問を実施しておりますが、そうした中で、各学校の校長が実態を踏まえて経営戦略を立てているということがわかります。若手ばかり増えた学校では、むしろその若手を前面に出した経営をしたい。学力に課題のある学校では、学校の授業とともに家庭学習についても学校が本気で取り組むといった姿が見られます。そうしたことを実現にするには、やはり最終的には人事であると考えております。

そこで、校長の意見具申を十分把握するとともに、7年目の永年教員については、校長が 指名することができる校長希望制について活用していきたいと考えております。

続きまして、6の管理職への登用につきまして、平成22年度末、校長の定年が18名、今年度は11名と、2年間だけで市内の45%が交代ということになります。先ほどご説明いたしました松戸市の教育課題、あるいは学校としての課題に、力を発揮できるリーダーの発掘と登用に努めていきたいと考えております。

7、一般教職員の(2)についてでございます。今年度末の定年退職が、小学校で現在39名を予定しています。中学校で20名ということになっております。定年以外にも退職の方はいらっしゃるだろうということが想定されます。それに伴いまして、新規採用者の採用や、他市からの松戸市を希望する職員について、特に他市からの中堅の優秀な教員について積極的に採用して、年齢のバランス等の是正をしていきたいと考えております。

以上が人事方針の説明となります。

先ほど、人事方針及び千葉県の人事方針に基づいて実際の方策を定めたものが、次にございます人事異動実施方策となります。

1の基本方策につきましては、(2)で、先ほどご説明しましたように、校長の意見具申を受けて、松戸市として課題解決に向けた人事内申を県教委にしていきたいというふうに思っております。

2の適正配置につきまして、教員の年齢構成を見てみますと、大変若手が増えてきたとい

うのは事実でございます。ただ、年齢構成だけを見てみますと、実は小学校では46%がまだ50歳以上です。中学校では49.1%のほぼ半数が50歳以上でございます。これが現状でございます。平均年齢を各学校で見てみますと、実は36歳の平均年齢の学校もあれば、52歳の学校もあります。そうした格差だとか、不均等と呼んでいいかどうかわかりませんけれども、そうしたものも是正していく必要性を感じております。

また、(4)で新規採用教員につきましては、3年から5年で異動するよう、県から指導を受けております。この新規採用教員の5年を限度とするということを、永年勤務者と同様に、強力に配置換えをしていきたいと考えております。

3の活力ある学校経営につきまして、今年度も市立高等学校との人事交流、あるいは特別 支援学校との人事交流、市外・管外との人事交流を推進していきたいと考えております。

また、そこにはございませんけれども、女性管理職の登用につきまして、現在、松戸市では小・中学校合わせて16%が管理職となっております。これは他市に比べて高く校長だけに限ってみますと、今年度、千葉市を除くと、女性校長が101人いらっしゃいます。そのうちのほぼ10%、10人が松戸市ということになります。また、新任の校長先生に限りますと、新任で県内すべてで今年度11人の女性校長が誕生しております。11人のうちの4人は松戸市ということでございます。つまり、今後も期待できる女性職員はいますので、特に女性だからといって登用すると、そういうことではございませんので、指導と管理のできる、力のある職員を今後とも登用していきたいと考えております。

簡単ですけれども、以上、説明とさせていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第51号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

**川村委員** 今、学務課長さんがおっしゃったように、松戸の女性管理職は他市に比べると非常に多いです。これは、山根教育長さんになられてから、どんどんと増えてきていると感じております。これからも、よろしくお願いしたいと思います。

それからもう一つ、異動実施方策についてのところの5ページになりますけれども、おとといの新聞だと、やめる新人教諭が非常に増えてきているということが載っていました。特に全国の公立学校に勤める新人教員のうち、1年以内に依願退職する先生方、非常に増えてきています。特に病気の場合でも精神疾患の方が多いんだということになっていますけれども、松戸市はどういう状況にあるのか、参考まで聞かせてください。

学務課長 平成22年度、昨年度の例からお話したいと思います。平成22年度につきましては、 やはり川村委員さんご指摘ありましたように、新規採用教員で精神疾患神経を理由に療養休 暇をとった者が1名おります。

ただ、今年度につきましては一切ございません。かなり若い職員、頑張ってくれているというところも見えていますし、特に療養休暇あるいは休職などは、今年度についてはございません。

川村委員 それはありがたいですね。

学務課長 ありがとうございます。

**川村委員** 新採はいろいろな面で、苦労したり、悩んだりすることが多いのですが、先輩教師 や指導教員などから助言していただいて一人で悩んだりすることが少なくなっているのでしょうね。

新規採用者は、どこの学校でどう育てられたかが、その後の教員生活に大きな影響を与えていくと言われています。これからも宜しくお願い致します。

学務課長 はい、ありがとうございます。

新採につきましては、今ご指摘ありましたように、指導教員というのがおります。また、 校内にも校内指導教員というのは、その人と別にいらっしゃいますので、そういった意味で は手厚く指導したり、場合によっては悩みを聞いてあげたりということもあろうかなと思っ ています。

また、今入っている新採というのは、実は1つ上とか2つ上の先輩がいます。これまでは、 新採が入ってこない時には、すぐ上がもう20ぐらい離れているという時代もございましたの で。今はもう年々100名近く入っておりますので、すぐ上に悩みが言える先輩がいるという ことも、プラスになっているのではないかなと考えております。

川村委員 ありがとうございます。

委員長 そういうことですね。

ほかにいかがでしょう。

**山田委員** 県の、先ほど配られましたこの方針に向けて、それを強力に推進するということで、 文言が若干、新旧対照表を見ますと、新の方でいいますと、新旧対照表の一番上のところ、 「積極的に」という言葉が入ったとかいうようなことに、一定の新しい意図があるんだろう と思います。

いろいろなご説明をお聞きしていると、松戸市の教育課題を解決するための人事を積極的

にする。その教育課題というのは、例えば特例を申請した、英語教育に関してのこととかというようなことをざっと、私もお聞きしたんですけれども、松戸市の教育課題というものをあえて整理すると、先ほどおっしゃったことかもしれませんが、もう一度端的にお聞きしたいのですが。

学務課長 繰り返しでもよろしいでしょうか。

山田委員 はい、繰り返しで結構なので。

- **学務課長** 今ご指摘ありましたように、特例をとった英語。それから今、各学校で取り組んでいただいております言語技術。それから、どうしても忘れられないのは、各学校で取り組んでいます放射線量対策への取り組み。それと、さまざまな学校には規模がございますので、大きな学校には大きな学校の課題、小さな学校には小規模の課題というのがそれぞれございます。また、地域に合った特色ある学校づくりというのが、その課題かなと感じております。
- 山田委員 ということで、それを解決するために、松戸市内の人事をどう配置していくかということは、これはまさに他市というか県の教育委員会と、「どういう人材を」という要望といいますか、個別具体的になされるものはありますか。「こういう年代の方をぜひ」とか、あるいは、例えば「音楽教育ができる方を」とか、「部活を持てる方を」とか、何かそういう個別のリクエストというのをされて、松戸市内のバランスをとっていくというようなことは可能なものなんですか。
- **学務課長** 強く要望することももちろん可能でございますし、今、音楽の話が出てきましたが、松戸市で音楽をやってみたいという他市からの職員も随分増えている現状がございます。そういった方々を松戸市に来ていただく。教員は希望がございますので、そういった希望を把握して、そういう方々にできるだけ来ていただく。それを、市が独自でやることはできませんけれども、県の教育委員会を通してやっていただくという形になると思います。
- **山田委員** 県内にいらっしゃる、教員というのは決まっていて、松戸市だけじゃない中でバランスをということ、大変難しいと思いますが、その目標に向けて積極的にこれをやるんだという意図で、今年の異動方針はあえてそこを強く出されるということであれば、よいことなのかなとは思います。

たまたま音楽のことを申し上げたのは、昨日、市立松戸高校の合唱部をちょっと聞く場面があって、一中から先生が行かれたんですね。一中の合唱部の、今度の指導は別の先生がやっていて、これはもう全国クラスの部活になっているところを、どのようにやっていくかと。もちろん合唱だけが学校じゃありませんから、それだけを重視することはできないのかもし

れませんが、そういった伝統となっているところはぜひ育ててもらいたいなとも思っております。

あと、最終的に人事が大事だという先ほどのお話は、全く私もそうだと思うんです。二、 三日前の新聞でしょうか、管理職の教職員の降任、希望降任というようなことが新聞に出て おりました。全国でいうと数十名、100名に近い方が、管理職から一般の教員で子どもに接 したいというような話もあると聞いています。そういったことが松戸市で現状あるのかどう かということと、それから、それは結果、そういう適性を持ち、意向を持った先生がいらっ しゃれば、それは決して悪いことではないと思うんですが。

一般の企業、私のところは企業と呼ぶようなものじゃないですけれども、感覚からいくと、 やっぱりどう育てるかというところに。どう採るかということはあるんですけれども、どう 育てるかというところに物すごく気を使うというか、注力しないと。同じ人を採っても、ど う活躍してくれるかというのは育て方によるということで。

恐らく学校は学校で、先生方の指導というのはあると思うんですけれども、特に新採の方、 あるいは環境の違う他市から来られる方に対しての指導体制というんですかね、研修体制と いいますか、そういったものに関してのまとまった方針というものがあるのか。

そんな中で、ある意味、先生の個人の能力アップとか、あるいは自己実現とか、そういったことが相まっていかないと、やはり管理職になって立場が変わっていくと、自分がやりたいのはこういうことじゃないということで、戻っちゃうような何か。そうすると何か、よい人材も歯車が回らない面があるんじゃないかなと思うんです。特に先生の中の現場というのは。

ですので、研修体制とか指導体制といったことに、この人事とはちょっと違うのかもしれないですけれども、何か、学務課なのかどうかわかりませんけれども、教育委員会として取り組んでいただいた方がいいんだろうなというのが、ちょっと私は思ったものですから、その辺、ご答弁があれば。なければ、意見として申し上げておきたいなと思います。

**学務課長** 1点、その希望降任につきましては、確か数年前に、健康を理由に降任された教頭 先生がいらっしゃるということは聞いておりますが、おかげさまで、現在のところは、そう いった方はいらっしゃいません。

本当にすごく大変な教頭という職。校長もそうですけれども、教頭という職は、学校で多分一番忙しい。朝早くから遅くまで大変ですけれども、逆に、それを自分の、いい学校づくりにしていこうという形で、意気を持ってやっていただいている先生方が大変多いところは

感謝しているところでございます。

また、職員の育成あるいは研修ということについて、直接のお答えになるかどうかは別と して、まず、先ほど新採のお話をさせていただきました。実際には、学校は新採だけを指導 しているわけではございません。

まずは、今、若手の先生方が増えているということで、各学校、ほとんどフレッシュ教員 研修だとか、新人を育成する。大まかに言うと5年目以下ぐらいの、そういう先生方を集めて、授業を中心としたものですけれども、研修を行っている学校がほとんどでございます。 つまり、1年目はいろんな人に手取り足取り教えてもらいますが、2年目からは一人前だよとぽんと出されるんではなくて、2年目には2年目の課題があるということを、それぞれの学校でベテラン教員が指導するという形をとっておりますので、ベテラン教員もうかうかしていられないということもございますし、そこに学校の活性化が生まれてくるんだなという。そうしたことも含めて、また市は市で独自のいろんな研修会を持たせていただいて、そういう中で人材の発掘というのを考えてみたいと思っています。

**委員長** 教員の研修というのは大事なことですが、やりすぎると負担になる。研修疲れにならないようにやっていただきたいと思っています。教師が自由に勉強する時間を持つことも大切です。そうでなくても子どもたちとの相手でとても忙しい。あるいは書類づくりで忙しい。 FDといいますか、自分の教え方の勉強で忙しい。さまざまありますから、そこのところはバランスとっていただきたいというのが僕の感想です。

ところで、現在松戸市の副校長は1人でしたか。

#### 学務課長 はい。

**委員長** 新聞の記事では、最近は副校長のなり手が少ないということです。その職務がとても 激務だというふうなことが記事にありました。そういう意味で、なり手がいないんじゃない かという、そんな内容だったと思います。

松戸市の副校長は、一中だけですか。

教育長 そうです。

委員長 一中の副校長先生は、今のところ。

教育長 がんばっています。大丈夫です。

委員長ああ、そうですか。それはよかった。

それから、いただいた資料の3ページの2行目を、ご覧ください。これは、正式に記録として残す場合のことで申し上げます。(2)の「職員構成の適正化を図るとともに、新規採

用教職員及び他市の」の「の」が抜けていますね。「他市の中堅教職員の積極的採用に努める。」、でいいですよね。

学務課長 ありがとうございます。

**委員長** 「の」が抜けていますよね。それが読んでいて気になりました。

もう一つ気になった言葉としては、6ページの一番最後、実施方策のところですね。

- 「(4)条件付き採用制度の厳正な」というのは、何か極めて思い入れがあるような気がしました。「厳正な運用に努める。」というのは、何かそういう事例があったと見ていいんですか。
- **学務課長** いや、特別そういうつもりではないんですが、教員採用の倍率が下がると、どうしても教員としての質が下がるということをよく言われているんです。そういった意味では、やはり新規採用教員につきましても、きちんと教員としての働き、勤務をしていただきたいというような、その意味合いで使っております。

**委員長** わかりました。私もそのように思いました。ありがとうございました。

八田委員 単純なる疑問なんですが、僕はマンネリ化とかマンネリという言葉は嫌いなものです。しかし、教育界において、組織を活性化させるために人事異動をやると、それから、永年勤務した方は解消させたいと。しかし、一律にそうしていいものだろうかと思うんですが。もっと生徒さんのためにも、また教職員のためにも、一律に人事異動をするのはどんなものだろうかという疑問を持っているんです。

確かに一般的に、組織を活性させるために、異動というのも必要でしょう。けれども、例外もまたあるんじゃないかと私は思っているんです。そういうことに対して何か意見はありますでしょうか。

どうしてこういうものが絶対だということなんでしょうか。人事異動のために組織が活性 化させられること、それから、永年勤務者を解消させたいというようなことがあるんでしょ うか。生徒さんにとっても、私はまた弾力的でもいいんじゃないかと思うんですけれども、 いかがでしょうか。

**学務課長** 解消率が今90何%で、永年勤務者。実際に永年勤務を解消するように努力はしてございますが、今、委員さんからございましたように、何が何でもそれをやるということではありません。ですから100%にならないのが現状でございます。といいますのは、例えば一人一人の職員の状況もございます。例えばおなかが大きいだとか、ご病気を持っているだとか、どうしても家の都合だとか、何かいろんなものがあります。それはそれで、個々で対応

はさせていただいております。

ただ、やはり学校の、先ほど活性化というお話をしましたけれども、昔は正直言って、ここの部分というのはかなり緩やかな部分があって、10年とかというのもあったようでございますけれども、それによって確かにプラスの面も、地域、子どもたちとのつながりという点では大変いい結果ももたらしましたけれども、逆に言えば、先ほど八田委員からございましたマンネリだとか、そういった部分もございます。そういったことを考えると、7年くらいが、ちょうど自分の実践を見直すいい機会だというふうな部分で、こういう形でなっているんではないかなと考えております。

八田委員 はい、わかりました。

**瀧田委員** 人事異動については、もうこのままでいいと私は思うんですが、去年も申し上げた と思うんですが、管理職への登用というところで、女性の管理職への登用を積極的に進める という項目が、2年前位からなくなったような気がします。県の方は、確かまだこの項目が 入っていたと思います。

松戸市の場合は、性別に関係なく、適材適所、能力のある人を配置するというのは非常に わかるんですが、やはり女性の場合はまだまだ、生活面とか身体的な条件を考えますと、前 向きに支援する必要があると私は思います。そういう項目が消えてしまうということは、管 理職を希望しない一般的風潮から考えると、自分の生活をそう犠牲にしてまではという思い も現実にはあるのではないでしょうか。今、松戸市は女性の職員、管理職は多いということ で、一応安心はしておりますが、女性の教員のパーセンテージから考えてみるとやはり率と しては非常に低いのではないかなと思います。

項目を削ったということは将来的傾向について何も意図がなかったのか、それとも、そういうことが全然問題にならないのか。どういうことなのかと、ちょっと一抹の不安を感じながら拝見しています。去年も私はそう申し上げたと思います。川村委員も確かそうおっしゃったと思いますが、今年も入っていないということは、決定的にもうその言葉は消してしまったのかなと私は思って、これも一つの、不安材料になっています。

また、職業として全うしたいという、全うさせたいという思いは、男女とも同じだと思いますから、そういう意味で、支援とか、方向性とかを謳った方がいいのではないかと思います。女性の登用ということを表に出されて、そして出ていくことで、新たに身についたということは沢山あるんですね。ですから、特段に能力がすぐれていて出ていくということではなく、やはり出ていったその先で、培われたということもありますので、その辺は少し考え

ていただきたいと思います。

消してしまうというのは、少し時期早焦な気がしているんです。

**学務課長** 先ほどご説明させていただいたように、女性だから登用するということではありません。むしろ、力のある職員を管理職に登用したい。でも結果的には、松戸市は他市に比べると女性の割合が増えているという。こういう現実がございますので、逆に、謳わなくてもこういう数字が出せるよというような部分をちょっと考えたのは事実でございます。

瀧田委員 そうですね。そうすると、今度の経過を見て……

学務課長 今後についてはまた……

**瀧田委員** 減らないよという、かえってそういう一つの気構えになるのならば、それであれでいいと思うんですよ。だけども、そこの辺が忘れられてしまうと困ります。文章に残っていないということは、意識が変わることもありますね。でも、この辺は難しいと思いますが。

**委員長** この点は、男女機会均等法もそうですが、法律があるということは、社会がそれに伴っていないという反映ですよね。社会が男性優位の形で動いているから、男女機会均等法でもって、もう少し女性の登用を図るような、あるいは雇用を増やすような、そういうことは意図していると思うんですね。

千葉県のものは確かに、この資料4ページに残っているんです。松戸市はなくしたということは、その宣言は、ある程度実現したかなという、あるいは、他市に比べればかなりの程度に実現しているかなという思いであり、その宣言からは外したということは、それなりに理由はあると思いますね。

従って、ただいまお答えいただいたように、様子を見ながら、その必要性がもっと重要だ と思われたら、また載せるということは十分にあるという理解でよろしいですね。

学務課長 はい。

**山田委員** 4ページの1の(1)の2行目に、「外部からの干渉に左右されることなく」という言葉、これってちょっと毎年入っていたかどうか記憶はないんですけれども、外部というのは何を指して外部なのかは、特に何かコメントがあれば。あるいは、一般的に教育委員会以外のことをすべて外部とおっしゃっているのか、ちょっと。いや、言葉を変えてほしいとかではないんですけれども、どう意識されているのかなということが一番お聞きしたいんです。

学務課長 すみません、その「外部」が何をあらわすかという形については……

山田委員 特に……

- **学務課長** 特別意識は正直言ってしていませんけれども。いわゆる人事で、大変秘密、微妙な 文言でもございますので、いろんなそういった圧力もあるのかなということもちょっと考え はしましたけれども。すみません、ここについては検討を十分していなく、そのまま昨年度 分を載せていますが。
- **山田委員** そうですか。検討された上で載っていることだろうというふうに理解はしているんですけれども、大変……。
- 教育長 人事権がないところからは干渉されないという意味です。
- **山田委員** そうですね、そうあってほしいと思いますので。私は親の世代ということでこの場にいるわけで、あえてこの近隣、私の身の回りからいけば、もうあの先生かえてほしいということを、簡単に口にする人はいます。多分ここで言っている干渉とか圧力、もっと違う次元だと思いますけれども、例えばそういうようなことも含めて。

ですから私、さっき研修とかというのは、だれがやっても、ちょっとボタン一つかけ違えれば、そういう意見というのはもう簡単に起こり得るし、よりそういうことが出やすい世の中に、社会情勢ですから。ですので、先生を守るためだけではないんですけれども、そういったことが、もうかえてほしいとか、異動してくれとか、もっといい先生をとかという、そういうとっかえひっかえみたいな考えじゃなく、学校が自立的に、先生が育ってくるといいなと。育てるというとおこがましいですけれども、例えばクレーム対応一つ、最初の言葉を間違えたから何か親たちが態度を硬化してしまって、大変先生も教えづらい環境になってしまうというようなこともあるやに聞きますので、そういったことも含めて、毅然と人事をやっていただきたい。このとおりだと思いますし、なおかつ、先生がより能力を発揮できるような体制をとってもらいたいかなと思って、ちょっとお聞きしました。

**委員長** 日本の社会は独特の文化を持っていますから、そういう意味で、ついつい口を出したいという人も中にはいらっしゃるでしょう。そういう歴史はあったと思います。ですから、そういう意味で、この文言があると、校長先生あるいは教育界の皆さんは堂々と、そういう外部からの発言や力に対しては毅然とした態度をとれるという予防効果はありますね。そういう意味では、恐らく伝統的にこれはあったと思われます。

ほかによろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第51号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決したいと 思います。 議案第51号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第51号は原案どおり決定いたしました。

学務課長 ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。

本日の議題は以上になります。

\_\_\_\_\_\_

◎その他

委員長 その他に移ります。

委員の皆さんから何かご提案等ございますか。特にはありませんか。

**山田委員** お話あるのかもしれないが、放射能対応について何かご報告があれば、お聞きしたいと思います。

企画管理室長 今日から教育委員会と、あと市長部局の建設担当部の方で、通学路の放射能測 定を開始しております。一遍に全部はできませんが、順次開始しているということでござい ます。

山田委員 これは私の子どもがたまたま通っている小学校で、ボランティアの方々が、ぜひ校 庭整備をしたいという申し出がありまして、何か学校でも対応されて、協力しながら校庭の 清掃等をしているということです。ただ、例えば砂を、上のほう1センチ5ミリを集めたものを土のうに詰めるかどうかとかというところで、その処理の問題とかで学校も対応を大変 困っていらっしゃるようだったので、そういったことに関して、県なり国から何か方針が示されるようなことがないのかなというようなことを。ちょっと現場を見まして、いろいろ情報が、親たちも一生懸命共有しながら、よかれと思ってやっていることですから、よい協力 体制になればいいと思っているんですけれども、なかなか学校も対応に苦慮しているようです。また、そういった指導が出ていないのかなと思ってはいるんですが、なさそうですね。

**企画管理室長** ええ、今のところは。

ただ、松戸市教育委員会としては、自分のところの、剪定した枝や草、土は、今現在、学校の敷地内からは出さないという方針を出しております。それで、学校各自で今、放射線簡易測定器と、あと積算線量計を各施設で持っていますので、測定をしてマップをつくっております。それで、高いところには行かないようにという、子どもの学校の生活の制限といい

ますか、工夫を各学校で独自につくり上げております。それで年間の放射線の被ばく量を抑える考えに立っているんです。だから、敷地内のものは外へ出さない。それであと、年間の 被ばく量を抑えて子どもたち守る、安全・安心を今確保しているということです。

それを含めて、今日から通学路の測定を始めました。通学路については、今月の25日まで の間に終わらせる予定になっております。低減策を講じていくという形で。

だから、今のところ、山田委員さんが言われたような方針というものは、まだ出てはおりません。

委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。それともまだ納得がいかない……。

- 山田委員 いやいや、納得いく解決があれば、みんなもうだれかやっているはずなので、多分難しいと思うんですが。本当にどこかの市では、もう天地返しですか、土の入れかえをやって2,000万かかったとかなんとかとやっていると、松戸市はまだなんですかなんて私も聞かれるんですけれども。そういったことをやっぱり心配だからおっしゃる方もいるので、情報提供をやりながら適時に、本当に早く出していただくことは、とにかく信頼関係の一歩だと思いますので、ぜひお願いしたいなと。
- **委員長** ただ、それはまさに風評被害とちょっと似たところがあって、他市はセシウムの線量 が多いからやっているかもしれません。また天地返ししたとかどうかというような議論では、恐らく正しい解決法にはならないかも知れません。

ですから、松戸市としては、校地内から出さないということで集めたものが、どのくらいの線量で保存されている状態なのか。ほかのところはどういう状態なのか。一定の基準値内にあるかどうかが重要だと思います。その辺の数値がはっきりと出れば、それはそれで一つの対応策ですよね。

企画管理室長 今、国からは0.23マイクロシーベルトという数値が出ておりますけれども、これはまだ確定ではないと認識しております。というのは、松戸市では0.3マイクロシーベルトを目安として低減策を行っております。なかなかホームページを見る機会がない方もいらっしゃるかも知れませんけれども、ホームページに「まつどニュース」という形で、全校の放射線量(毎時)が出ております。大体今、0.3マイクロシーベルトよりも低くなっているという数値が出ておりますので、それはもう現実のものでございます。

だからといって安心なのかと言われたら、「はい、安心です」と言う根拠はございませんけれども、一応目安以下にはなっている現状でございます。それも日々測定をし、また積算

線量計をつけ、先生方も子どもたちの安心・安全を守りながら、低減策を講じているという ことでございます。今のところは。

また、この天地返し、それもむやみに全部やってもいかがなものかなと。高いところを、 まず部分的にやっていくことから始めていけばいいのかなと考えておりますので、また何か ありましたら。

**教育長** 今、室長から申し上げたように、0.3マイクロシーベルトというのは、宇宙やなんかから来るのも。被曝量を問題にしているので、その数値を入れているものです。ほかがやっているよりは、ある意味、考えたら厳しいというふうに理解していただければと思うんですけれども。

もう一つは、室長が言ったみたいに、一律に全部をやってもしょうがなくて、濃いところ というか、それは必要に応じて、もう対応をかなり前からやっていると。

要は、我々の方も、どこの市もそうですけれども、委員長さんが言われたみたいに、これをやればいいというのが余りないので。例えば30年、つき合うという言葉もおかしいですけれども、少なくともそういう対応をしていくときに、年間のサイクルで、仮にですけれども、天地返しをやるにしても、台風の時期の前の方がいいのか、後の方がいいのかという、そういう一つ一つを積み重ねて、全部やっていかないと、かなりうまくいかなくなるだろとは思っていますよね。

だから、そういう意味で、各学校と、これから個別に多分、各学校の計画とこちらとを合わせて、じゃ、この学校はこうしましょう。山田委員さんが校長だとすれば、山田委員さんの学校はこんなふうにしてとりあえずやっていきましょうかというような形で、一種の面接をしながらやるといったような形なので、考えてみたら、私どもの市の方がきめ細かな対応になる可能性はありますね。逆に、余り心配ない学校はやらないので、首ひねられちゃうというのも困るんですけれども。そういう意味では、むしろそういうふうにしていきたいと思っています。

**委員長** 今、室長が、何かあったらまたお知らせしますとおっしゃったけれども、何もない方が本当はいいんですよね。従って、特に報告がなかったということは、報告すべき事態として松戸市は今のところなかったという理解でよろしいんじゃないでしょうか。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いします。

**企画管理室長** 平成23年12月定例会でございますが、平成23年12月15日の木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議ないです」の声あり)

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、確認いたします。

次回教育委員会会議は平成23年12月15日、木曜日、午後2時から、教育委員会5階会議室 にて開催いたします。

\_\_\_\_\_

## ◎閉会

**委員長** 以上をもちまして、平成23年11月定例教育委員会議を閉会いたします。 どうもありがとうございました。

閉会 午後15時29分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員